

令和7年竹田市農業委員会第11回総会議事録

1. 日 時 令和7年11月6日(木) 午後2時27分～午後2時58分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 11名

1番 山本 昭雄 2番 改木 謙士 3番 猪 九州男 4番 首藤 徳子
5番 秦 志喜男 6番 児玉 淳一 7番 坂本 大蔵 8番 上野 一男
10番 島村 宏司 11番 工藤 明秀 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 2名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：橋爪妙子 事務局次長：馬場勇二、中村美智子 係長：伊藤慎弥

6. 議事

議案第77号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく農用地利用集積計画

等促進計画案に対する農業委員会の意見について 8件

議案第78号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 2件

議案第79号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 5件

議案第80号 非農地証明について 4件

会長

あいさつ

局長

只今の出席委員数は11人で定足数に達しています。

(14時25分)

議長

只今から令和7年竹田市農業委員会第11回総会を開会いたします。本日の議事日程は、タブレットに配信しております日程表により運営いたしますのでご了承願います。それでは審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は10番 島村宏司委員、11番 工藤明秀委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第17号について報告を申し上げます。農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が1件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問はありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第77号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく農用地利用集積計画等促進計画案に対する農業委員会の意見について 8件

議案第78号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 2件

議案第79号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 5件

議案第80号 非農地証明について 4件

以上19案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第77号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課 甲斐主任

議案第77号は、農地中間管理事業により土地所有者である貸出人から大分県農業農村振興公社を介し、借り受け人へ権利の設定を行うものです。議案書の右端の備考欄に貸付調書のページを記載しています。各筆の詳細等はタブレットの第11回総会議案書の議案第77号 貸付調書で確認をお願いします。

1番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は当該農地に係る農業を担う者であるです。詳細は貸付調書1ページをご確認ください。

2番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、3年11ヶ月間の賃貸借による権利の設定です。選定理由は当該農地に係る農業を担う者ではないが、市町村が地域計画の達成に資すると認めるものです。詳細は貸付調書2ページをご確認ください。

3番の案件は、2人の貸し出し人から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の賃貸借による権利の設定です。選定理由は当該農地に係る農業を担う者であるです。詳細は貸付調書3ページと4ページをご確認ください。

4番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は当該農地に係る農業を担う者であるです。詳細は貸付調書5ページをご確認ください。

5番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の賃貸借による権利の設定です。選定理由は当該農地に係る農業を担う者であるです。詳細は貸付調書6ページをご確認ください。

6番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は当該農地に係る農業を担う者であるです。詳細は貸付調書7ページをご確認ください。

7番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇と認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の賃貸借による権利の設定です。選定理由はいずれも当該農地に係る農業を担う者であるです。詳細は貸付調書8ページと9ページをご確認ください。

8番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は当該農地に係る農業を担う者であるです。詳細は貸付調書10ページをご確認ください。

議長

只今、議案第77号について担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第77号について、これを承認することにご異議のない方は举手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。よって、議案第77号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

議案第78号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。最初に1の1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第78号の1の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字小川字迫〇〇〇〇 田1筆 面積1,317平方メートルを中山間事業に取り組むため編入する計画の農地です。

議長

2番 改木謙士委員に調査報告をお願いします。

2番 改木謙士委員

この農地は、農業振興のための基盤として将来にわたって農地としての利用を確保する必要があるため、編入に問題はないと考えます。

議長

次に2の1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第78号の2の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字米納字穴井迫〇〇〇〇外1筆 田2筆 合計面積1, 129平方メートルを植林する計画の農地です。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

議長

只今、議案第78号について担当委員による報告がありました。ご意見、ご質疑はありますか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第78号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第78号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

ここで休憩いたします。農政課の牛尾副主幹、甲斐主任は、退席してください。ありがとうございました。
(14時35分)

議長

再開いたします。議案第79号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第79号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字戸上字駄原〇〇〇〇外4筆 田2筆 畑3筆 合計面積16, 388平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は39, 610平方メートルです。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

議案第79号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター3台・耕耘機2台・移植機1台・管理機2台・マニアスプレッダー1台所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第79号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字戸上字畠割〇〇〇〇外5筆 畑6筆 合計面積15, 358平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は39, 610平方メートルです。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

議案第79番の2号の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター3台・耕耘機2台・移植機1台・管理機2台・マニアスプレッダー1台所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないとと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第79号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字今字宮ノ元〇〇〇〇外3筆 田2筆 畑2筆 合計面積4, 177平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は47, 104.8平方メートルです。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

議案第79号の3番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター3台・コンバイン1台・田植機1台・耕耘機1台所有しており、稲作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないとと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第79号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町藤渡字徳行〇〇〇〇外1筆 田2筆 合計面積1, 614平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は1, 614平方メートルです。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第79号の4番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は耕うん機1台所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第79号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字久住字宮脇〇〇〇〇 畦1筆 面積199平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の営規模は1, 874平方メートルです。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

議案第79号の5番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は耕うん機2台・草刈り機1台所有しており、菜園程度の野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第79号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第79号について、これを許可することにご異議ない方は举手をお願いします。

議長

全員举手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第79号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて議案第80号 非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第80号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市大字平田字市ノ原〇〇〇〇外5筆登記地目 田5筆 畑1筆 合計面積1,342.91平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父が管理していましたが、獣害がひどく平成17年頃から管理ができなくなり現況は原野となっています。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は原野になっています。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第80号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市大字平田字柳ヶ平〇〇〇〇外1筆登記地目 田2筆 合計面積148平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は平成17年の竹田市合併時点では既に公衆用道路として利用されており現在に至っています。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は公衆用道路になっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第80号の3の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市大字平田字柳ヶ平〇〇〇〇 畑1筆面積251平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父が管理していましたが、獣害がひどく昭和（年月日不詳）頃から耕作ができなくなり現況は山林となっています。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

3の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は山林になっています。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第80号の4番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市直入町大字長湯字越田尾〇〇〇〇外4筆登記地目 田5筆 合計面積6, 593平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は組合員が高齢のため平成14年頃から耕作ができなくなり現況は原野となっています。〇〇〇〇、〇〇〇〇は奥の農地への進入路として利用されています。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

4の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は原野及び道路になっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第80号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第80号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第80号 非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

これで本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。以上をもちまして、令和7年竹田市農業委員会 第11回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(14時58分)